

サービス利用料金表

①訓練等給付費の給付対象となるサービス	
訓練等給付費の給付額を除いた金額(月額)を、当該利用月の利用日数分お支払いいただきます。ただし「障害福祉サービス受給者証」に記載されている「利用者負担上限月額」が当該利用月の上限額となります。なお、訓練等給付費の給付対象となるサービスの詳細は、サービス利用料金表の別紙①・②「訓練等給付費の対象となるサービスの内訳」をご覧ください。	

②訓練等給付費の給付対象外のサービス		
サービスの種類	内 容	金 額
食事サービス	召し上がったお食事の代金をお支払いいただきます。	市町村から給付を受けている方 350円
		市町村から給付を受けていない方 640円
創作的活動	創作的活動にかかわる材料費をお支払いいただきます。	実費
外出行事	外出行事にかかわる費用(食事代・入場料・交通費・駐車場代等)をご負担いただきます。	実費
各種証明書交付サービス	在籍証明書や利用証明書など、施設が証明可能な書類等が必要な場合に、ご相談ください。	1件 300円
複写物交付サービス	施設の資料、その他書類等を複写する場合、施設の複写機をご利用いただけます。複写物や複写枚数によっては対応できない場合もありますので、ご相談ください。	1枚 10円
駐車場代	通所の手段として自家用車をご利用になる場合、月極めの駐車料金をお支払いいただきます。 ※月の利用予定日数が13日未満の場合は半額となります。	1,000円/月 (※500円/月)

訓練等給付費の対象となるサービスの内訳（個別の利用状況）

個別の利用状況等により、金額が設定されています。

(就労継続支援B型)			
サービスの種類	内 容	金 額	
一日あたりのサービス利用料金	前年度の平均工賃月額に応じた基本報酬に基づき、右記の金額をお支払いいただきます。 ※令和7年度の平均工賃は、1万5千円以上1万8千円未満の区分に該当	648円/日	
利用者負担上限管理	① 当事業所が管理を行っている方で、当事業所と他事業所をご利用された場合。 ② 当事業所が管理を行っている方で、当事業所のご利用が無く他の事業所をご利用された場合。 ①②に該当された場合、右記の金額をお支払いいただきます。	161円/回	
訪問支援	個別支援計画に基づいて、職員がご自宅を訪問しご利用にかかわる相談援助等を行った場合は、1月につき2回を限度として右記の金額をお支払いいただきます。	所要時間1時間未満の場合	200円/回
		所要時間1時間以上の場合	299円/回
欠席時の支援	利用を予定していた日に、急病等によりお休みされた場合、職員がご利用についての連絡調整を行うとともに、引き続きご利用を頂くよう相談援助等を行った場合、1月につき4回を限度として右記の金額をお支払いいただきます。	101円/回	
送迎の支援	送迎サービスを利用された場合、片道につき右記の金額をお支払いいただきます。	23円/回	
	一定の条件を満たす場合、上記に加え右記の金額をお支払いいただきます。	11円/回	
利用初期の支援	利用を開始した日から起算して30日以内の期間は右記の料金をお支払いいただきます。	32円/日	
在宅生活支援サービス加算	在宅でのサービス利用を希望し、在宅でのサービスりようによる支援効果が認められると市町村が判断したご利用者に対して、一定の要件を満たしたうえで支援を行った場合、右記の料金をお支払いいただきます。	321円/日	
食事提供体制加算	食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること等、一定の要件に適合する事業所において、障害福祉サービス受給者証に記載されている「食事提供体制加算対象者」に該当する方が食事サービスを利用された場合、1食につき右記の金額をお支払いいただきます。	32円/食	

※厚生労働省令に基づき、施設の定員に応じて金額が設定されております。

訓練等給付費の給付対象となるサービスの内訳 (施設の体制)

施設の体制等により、金額が設定されています。			
(就労継続支援B型)			
加算の種類	内 容	該当する加算	金 額
重度者支援体制加算	障害者基礎年金1級を受給されている方が、ご利用者の合計人数の5割以上の場合。		60円/日
	障害者基礎年金1級を受給されている方が、ご利用者の合計人数の2.5割以上5割未満の場合。	該当します	30円/日
目標工賃達成指導員加算	目標工賃達成指導員を常勤で1人以上配置し、目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が一定以上であり、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合。	該当します	48円/日
目標工賃達成加算	目標工賃達成指導員加算を算定している事業所であって、千葉県の工賃向上計画に基づき、自らの事業所でも工賃向上計画を作成するとともに、計画に掲げた工賃目標を達成した場合。		11円/円
福祉専門職員配置等加算	常勤で配置されている「生活支援員(ケアスタッフ・看護師・機能訓練指導員・ケアワーク等の支援員)」のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である職員の割合が3.5割以上の場合。	該当します	16円/日
	常勤で配置されている「生活支援員(ケアスタッフ・看護師・機能訓練指導員・ケアワーク等の支援員)」のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である職員の割合が2.5割以上の場合。		11円/円
	生活支援員として配置されている職員の割合が7.5割以上、または生活支援員として常勤で配置されている職員のうち、3年以上従事している職員の割合が3割以上の場合。		7円/円
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有するご利用者の数が3割以上であって、高次脳機能障害者支援者養成研修を修了した職員を事業所に2%以上配置した上で、その旨を公表している場合。		44円/日
就労移行支援体制加算	前年度において、就労継続支援B型等を利用した後に就労し、6月以上就労継続している方が1名以上いる場合。 ※平均工賃月額に応じた金額に前年度実績人数を乗じた金額		55円/日
就労移行連携加算	就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた方に対して、支給決定に係る申請の日までに就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、申請にあたって就労継続支援B型での支援状況等の情報を文章により相談支援事業者に対して提供した場合。1回に限り加算。	実施した場合は該当します	1068円/回
地域協働加算	ご利用者に対して地域住民その他の関係者と協働して支援を行うとともに、活動内容についてインターネットの利用等の方法により公表した場合。 ※「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって評価する報酬体系の場合に算定可能。		32円/日
ピアサポート実施加算	ご利用者に対して一定の支援体制のもと就労や生産活動等への参加等においてピアサポートを実施した場合。 ※「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって評価する報酬体系の場合に算定可能。		107円/月
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚又は聴覚もしくは言語機能に重度の障害のあるご利用者の数が5割以上の場合であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除して得た数以上の職員を配置している場合。		55円/日
	視覚又は聴覚もしくは言語機能に重度の障害のあるご利用者の数が3割以上の場合であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除して得た数以上の職員を配置している場合。		44円/日
介護職員等処遇改善加算	加算(Ⅰ) 介護職員等に対し、加算(Ⅰ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合	該当します	(イ) 総単位数の10.5% (ロ) 総単位数の10.9%
	加算(Ⅱ) 介護職員等に対し、加算(Ⅱ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合		(イ) 総単位数の10.3% (ロ) 総単位数の10.7%
	加算(Ⅲ) 介護職員等に対し、加算(Ⅲ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合		総単位数の8.8%
	加算(Ⅳ) 介護職員等に対し、加算(Ⅳ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合		総単位数の7.4%

※厚生労働省令に基づき、施設の定員に応じて金額が設定されております。

(※1) 研修の実施、介護福祉士等の配置、賃金体系の整備、業務改善の取り組み等、(Ⅰ)～(Ⅳ)の加算ごとに定められた要件。加算ごとに要件が異なります。